資料3

越谷市役所

第４次越谷市男女共同参画計画（改定原案）

2025.7.14 時点

白 紙

はじめに

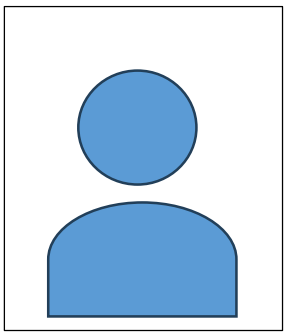

令和８年３月

越谷市長

目次

第1章　計画の見直しにあたって 1
1　計画見直しの背景 1
2　男女共同参画政策をめぐる動向 2
3　越谷市のこれまでの取組みと今後の課題 6
第2章　計画の基本的な考え方 17
1　計画の基本理念 17
2　計画の目的 18
3　計画の位置づけ 18
4　計画の期間 19
5　計画の構成 19
6　計画の特徴 20
第3章　計画の推進 21
1　男女共同参画推進体制 21
2　年次報告書の作成・公表 23
第4章　計画の内容 24
1　計画の体系 24
2　計画の目標 26
3　計画の内容 27
基本目標Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり 27
施策の方針1　男女共同参画社会形成のための意識啓発 27
施策の方針2　男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進 29
基本目標Ⅱ　男女が輝き活躍できるまちづくり 30
施策の方針3　女性の活躍の推進 30
施策の方針4　仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 32
基本目標Ⅲ　男女が安心して暮らせるまちづくり 33
施策の方針5　地域社会における男女共同参画の推進 33
施策の方針6　生涯を通じた心身の健康づくり 35
基本目標Ⅳ　男女共同参画社会を阻む暴力の根絶 36
施策の方針7　配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援 36
支援体制 38
第5章　数値目標・モニタリング指標 39
1　数値目標・モニタリング指標一覧 39
資料 42
1　計画策定までの経緯 42
2　答申書 43
3　越谷市男女共同参画推進委員会委員名簿 44

４ 男女共同参画に関する国内外の動き 45
５ 関係条例等 50
越谷市男女共同参画推進条例 50
越谷市男女共同参画推進条例施行規則 54
越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例 56
越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例施行規則 58
越谷市男女共同参画行政推進会議設置要綱 60
６ 関係法令等 63
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 63
男女共同参画社会基本法 68
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 71
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 81
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 88
７ 用語の解説 92

第１章　計画の見直しにあたって

１　計画見直しの背景

本市では、「男女共同参画基本法」に基づき、平成17（2005）年３月に「越谷市男女共同参画推進条例（以下「推進条例」という。）」を制定し、一人ひとりの男女が、性別にかかわりなく、個人として尊重されるとともに、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の推進に関する施策の一層充実を図ってきました。また、令和３（2021）年３月に「第４次越谷市男女共同参画計画」（令和３（2021）年度～令和12（2030）年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される性別による固定的役割分担意識と、それに基づく社会制度や慣行が依然として残っており、若い世代を中心に意識は変わりつつありますが、女性の社会参画や男性の家庭生活などへの参画が十分に進んでいない現状があります。さらに、共働き世帯の増加などに伴い、仕事と家庭や地域生活を両立させるための環境整備が一層求められているなど、取り組むべき多くの課題があります。

また、近年頻発している地震や台風・集中豪雨などの災害時における避難所運営に、男女共同参画の視点を取り入れるため、地域の防災活動に女性が参画することの重要性が認識されました。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／ＤＶ、以下「ＤＶ」という）をはじめとするさまざまな暴力の根絶、性的指向やジェンダーアイデンティティにおける少数者（以下「性的少数者」という）への理解と支援、ハラスメントの防止など、新たな取組みが必要とされています。

さらに、令和元(2019)年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行により、社会情勢は大きく変化しました。特に、家事や育児、介護等、家庭における女性への家事労働の負担が集中したことや、多くの非正規雇用の女性が職を失うことになったこと、ドメスティック・バイオレンス／ＤＶや児童虐待の増加など、さまざまな課題が表面化しました。

この間、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、「育児・介護休業法」という）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「ＤＶ防止法」という）が改正され、令和４（2022）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」という）、令和５（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下、「ＬＧＢＴ理解増進法」という）が新たに成立するなど、法体制整備も進められてきました。

このような状況の中、現行計画が中間年を迎えることから、新法及び社会情勢の変化に対応した男女共同参画施策を推進していくため、計画の見直しを図ることとしました。

2　男女共同参画政策をめぐる動向

（1）国際的な動き

①男女共同参画の国際基準

昭和 54(1979)年の第 34 回国連総会において、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という）が採択され、昭和 60(1985)年に日本も批准しました。

その後、平成７(1995)年に北京で開催された「第４回世界女性会議（北京女性会議）」では女性の地位向上のための指針となる「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択され、男女共同参画の国際的な基準として、以降５年ごとに世界全体で進捗状況と課題の振り返りが行われてきました。

平成 27(2015)年９月に開催された国連サミットでは、持続可能な開発目標ＳＤＧｓを含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。ＳＤＧｓ17 の目標と 169 のターゲットは「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しており、国際社会全体で取り組むものとしています。このなかで「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが目標の 1 つとして掲げられるとともに、全ての目標とターゲットの進展に極めて重要であるとされています。

また、近年では「北京宣言」及び「北京行動綱領」採択 30 年となる令和７（2025）年にニューヨークの国連本部で開催された国連女性の地位委員会において、進捗状況や今後の展望について議論が行われました。

②新型コロナウイルス感染症の拡大

令和２（2020）年より本格化した新型コロナウイルス感染症が世界規模で広がりました。同年４月には、国連女性機関（UN　Women）が「ＣＯＶＩＤ−19 と女性・女児に対する暴力」の報告書を公表し、政府・国際機関・市民社会を含む社会の全てのセクターに向け、女性・女児に対する暴力対策のために追加で財源を割り当て、証拠・データに基づいた措置をとること、暴力にさらされる女性への支援を強化すること、女性を政策変容・解決手段・復興の中心に置き女性の声が反映されるようにすることなどの措置を行うよう提言しました。

（2）男女共同参画に係る法改正等

「第４次越谷市男女共同参画計画」策定以降に成立、改正された主な法令等は次のとおりです。

◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正（令和３(2021)年６月施行）

・候補者の選定方法の改善
・候補者となるにふさわしい人材の育成
・セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策　など

◆「育児・介護休業法」改正（令和４(2022)年４月から段階的に施行）

・雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化
・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
・産後パパ育休（出産時育児休業）の創設
・育児休業の分割取得
・育児休業取得状況の公表の義務化　など

◆「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演にかかる被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（ＡＶ出演被害防止・救済法）成立（令和４(2022)年６月施行）

・契約締結時における説明の義務化
・撮影時における出演者の安全の確保
・出演契約後であっても無条件に契約解除が可能　など

◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」の改正（令和４(2022)年７月公布・告示）

・男女賃金差異の算出及び公表を義務化

◆「ＬＧＢＴ理解増進法」成立（令和５(2023)年６月施行）

・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的

◆「困難女性支援法」成立（令和６(2024)年４月施行）

・従来の「売春防止法」から脱却し、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」と言った視点を明記
・困難な問題を抱える女性への支援について国や地方公共団体の責務を明記
・関係機関や民間団体との協働による支援の実施　など

◆「ＤＶ防止法」の改正（令和６(2024)年４月施行）

・精神的なＤＶも接近禁止命令の対象に拡大
・接近禁止命令違反への罰則を厳罰化
・接近禁止命令の期間を１年に伸長
・退去命令の期間に関する特例を新設　など

◆性犯罪に関する刑法等の一部改正など（令和５(2023)年７月施行）

・強制性交等罪から不同意性交等罪に変更し、同意がない性行為は犯罪になり得ることを明確化
・性交同意年齢が 13 歳から 16 歳に引き上げ
・16 歳未満の子どもに対する性的目的での手なづけ（グルーミング）に関する罪の新設　など
・「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（性的姿態撮影等処罰法）により、性的な姿態の撮影や、第三者に提供する行為などに関する罪が新設

（３）県内の動き

埼玉県は、令和４(2022)年３月に「埼玉県男女共同参画基本計画（令和４年度～令和８年度)」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第５次)」を策定。令和４(2022)年７月には「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が新たに制定されました。

また、令和６(2024)年３月には、「困難女性支援法」に基づき、「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」（令和６(2024)年度から令和８(2026)年度）を策定しました。

（４）越谷市の動き

本市は、女性に関する施策の総合的な企画調整と調査研究を行うため、平成３(1991)年 10 月に企画部都市文化課に女性担当を設置しました。

平成６(1994)年３月には、男女共同参画の推進に関する第１次計画となる「こしがや男女共生プラン」を策定。同年６月には、少子高齢化の進展と社会環境の急激な変化に伴い、女性を取り巻く状況が多様化していることを受け、子育て支援や女性の活躍の支援などの施策の総合的な企画調整と推進を図るため、庁内に「男女共生行政推進会議」を設置しました。

平成 12(2000)年８月には、第２次計画となる「こしがや男女共同参画プラン」を策定し、全庁横断的な男女共同参画の推進組織である「男女共生行政推進会議」を「男女共同参画行政推進会議」に変更しました。

こうした流れの中、さらに男女共同参画を推進するため、情報の発信、講座の開催、市民団体等の支援などを行う男女共同参画の推進に関する拠点施設として、平成 13(2001)年７月に男女共同参画支援センター「ほっと越谷」を開設。また、市民との協働による条例制定に向け、平成 15(2003)年度に市民との協働で男女共同参画に関する連続講座を開催。平成 16(2004)年度には条例に盛り込む事項について市民から広く意見を聴取するため「男女共同参画推進審議会」を設置し審議を重ねました。その後、パブリックコメントを踏まえ、平成 17(2005)年３月に本市における男女共同参画社会の構築に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となる「越谷市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成 21(2009)年４月には、男女共同参画支援センター「ほっと越谷」に指定管理者制度を導入し、指定管理者が持つ専門性の高い知識とノウハウを活用しながら施設機能を一層充実させ、効果的な男女共同参画の推進を図っています。

平成 23(2011)年３月に策定した第３次計画となる「越谷市男女共同参画計画」は、ＤＶ防止法に基づく市町村基本計画として「越谷市ＤＶ対策基本計画」を含める形とし、平成 27(2015)年 10 月にはＤＶ被害者支援の中心的な役割を担う機関として、ＤＶ防止法に基づく「配偶者暴力相談支援セ

ンター」の機能を持つ「女性・ＤＶ相談支援センター」（以下、「相談支援センター」という）を開設し、関係機関連携してワンストップ支援を行います。

令和３(2021)年３月に策定した「第４次越谷市男女共同参画計画」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という）に基づく市町村基本計画として「越谷市女性活躍推進計画」を含めるものとしました。同年４月には、性の多様性に関する社会的理解を促進するとともに、性的少数者（ＬＧＢＴＱ等）の抱える困難を少しでも軽減することなどを目的に「越谷市パートナーシップ宣誓制度」を導入。令和５(2023)年４月からは子どもを家族として登録できる「ファミリーシップ制度」をスタートさせました。また、令和６(2024)年４月に埼玉県内 62 市町村における「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定書」を締結（令和７年２月県内全 63 市町村締結済）。同年 11 月には大阪府をはじめとする県外自治体との広域連携を結んでいます。

さらに、「困難女性支援法」が施行されたことに伴い、現行計画の中間年である令和８年(2026年)に、法に基づく市町村基本計画として「越谷市困難女性支援基本計画」を含めるため、第４次越谷市男女共同参画計画の改定を行うものとしました。

３　越谷市のこれまでの取組みと今後の課題

第４次越谷市男女共同参画計画では、「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」、「男女が輝き活躍できるまちづくり」、「男女が安心して暮らせるまちづくり」、「男女共同参画社会を阻む暴力の根絶」という４つの基本目標のもと、７つの施策方針を掲げ、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施してきました。これまでの取組み内容と今後の課題は次のとおりです。

施策の方針１　男女共同参画社会形成のための意識啓発

男女共同参画社会の実現には、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができるための意識づくりが必要です。そのため男女共同参画支援センター「ほっと越谷」において、男女共同参画に関する講座の開催や情報誌の発行などを通じて、男女共同参画の意識高揚に努めてきました。さらに、多様化するメディアから発信されるジェンダーに関する情報を正しく理解し、活用するための事業を実施してきました。

【今後の課題】

令和５年度に実施した市政世論調査においては、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方について否定的にとらえる回答が６割を超え、調査を重ねるごとに割合が上昇しています。このことから、市民の男女共同参画意識の醸成が徐々に進んでいると推測されます。しかし、いまだに根強く残る固定的役割分担意識等は、女性より男性、若者より高齢者の方が強い傾向が見られ、子育て世代といわれる 30 代においても比較的高くなっています。今後は意識啓発においては男性、高齢者、子育て世代に向けた取組みにさらに力を入れる必要があると考えます。

また、ＬＧＢＴ（性的指向や性同一性障害による性的少数者）という言葉を知っている人の割合が増加する一方、言葉を知っていても内容は知らない人も増えており、今後は理解を深めるための啓発を行う必要があります。

◆「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担について

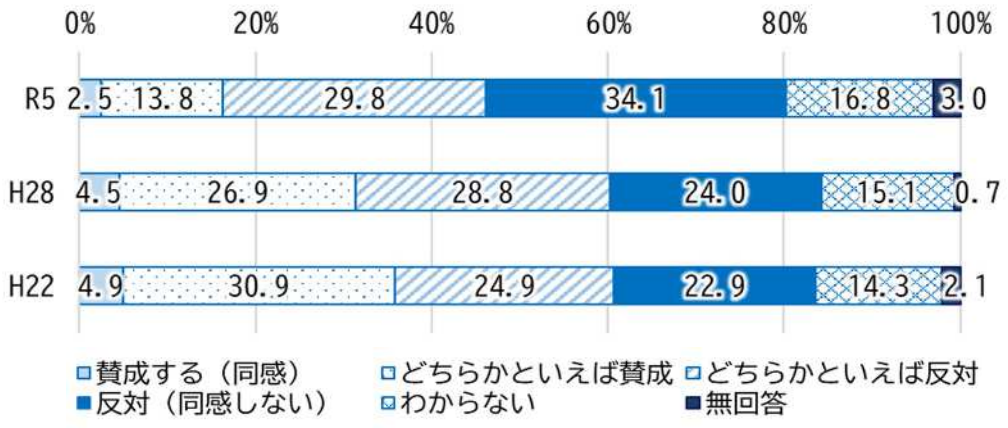

資料:越谷市市政世論調査

◆「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担に賛成と回答した人の割合
（性別・年代別）

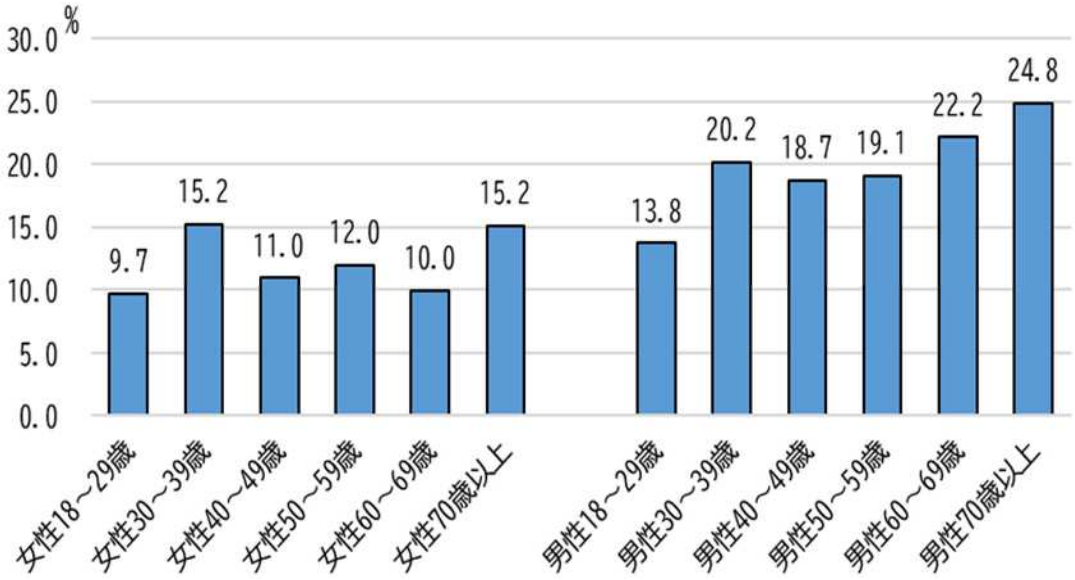

資料:令和５年度越谷市市政世論調査

◆　ＬＧＢＴ（性的指向や性同一性障害による性的少数者）という用語の認知度

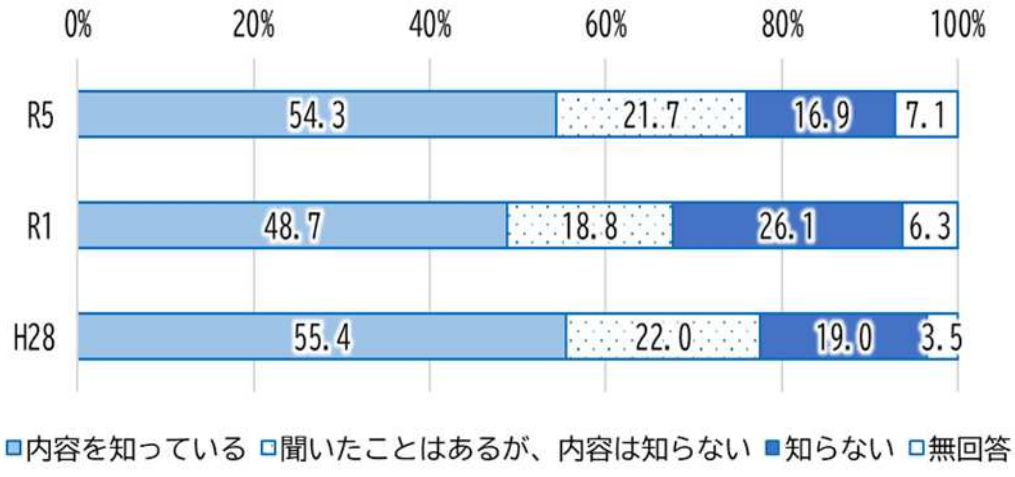

資料:越谷市市政世論調査

施策の方針２　男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

幼少期から成長過程において、人々の中に長い時間をかけて形成されてきた性別による固定的役割分担意識は、男女共同参画の推進を妨げる大きな要因の一つになっています。このような要因を解消するためには、幼児期や児童期における教育の果たす役割が重要となります。学校等において男女共同参画の視点を踏まえた教育が行われるよう、教職員等への研修の実施や保護者への家庭教育における情報提供などの取組みを行って来ました。

【今後の課題】

教育やしつけの場面における「男の子らしく育てる」「女の子らしく育てる」という回答についての割合は低くなっている一方で、「責任をもたせる」は男の子が 13.5 ポイント、「やさしさや思いやりをもたせる」は女の子が 8.8 ポイント上回っており、大人たちが子どもに望む姿が性別により異なっている傾向が見られます。

性別による「思い込み」は、成長過程において見聞きし、触れてきた周りの大人の言動や社会風潮が大きく影響を与えるといわれています。誰もが自分らしい生き方を選択できる力を育むため、学校、家庭、地域といったあらゆる場面における男女共同参画意識の啓発の充実が必要となります。

◆「教育」や「しつけ」において大切だと思うこと

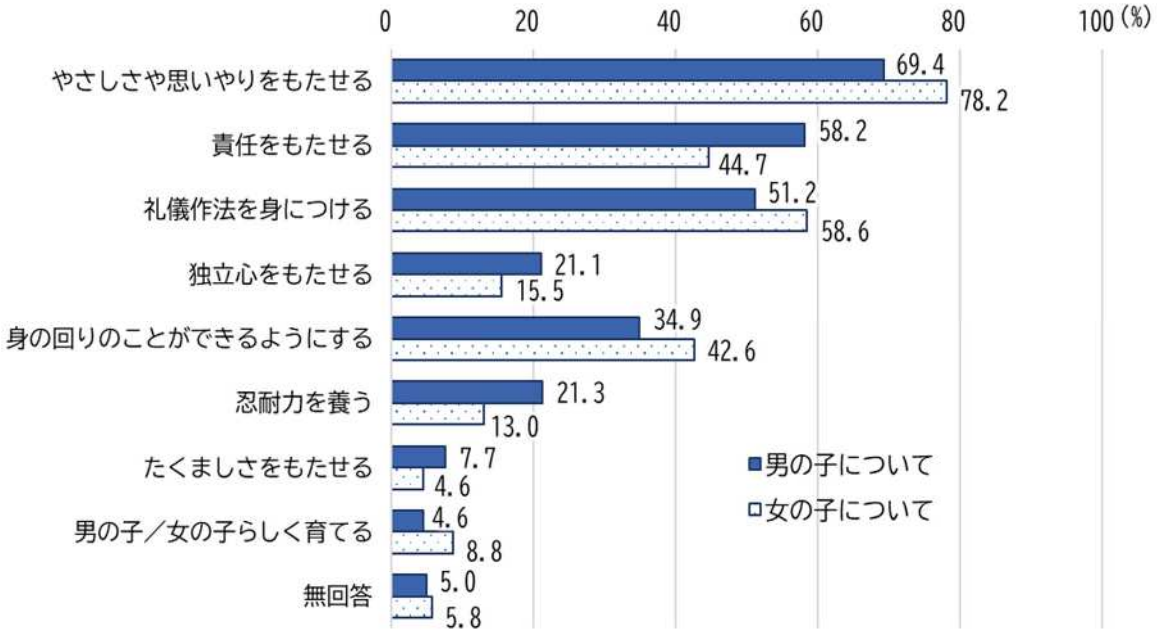

資料:令和６年度越谷市市政世論調査

施策の方針３　女性の活躍の推進

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野における意思決定の場において、男女どちらかに偏ることなく多様な意見が反映されることが必要です。しかし日本の政治分野、経済分野で管理的立場にある女性の割合は、諸外国と比べ低くなっています。本市においては政策・方針の決定過程における女性の参画を推進するため、審議会等における女性の登用推進のための講座の開催や審議会等の委員の改選前に行う、所管課との事前協議などの取組みを行ってきました。

また、男女が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現のためには、生活の経済的基盤を支える就労分野における男女平等の確保が重要であることから、働く場において女性が個性と能力を十分発揮できるよう、再就職の支援、起業・自営業など多様な働き方に関する講座の開催などをしてきました。

【今後の課題】

本市の審議会等における女性委員の割合は、市区町村全体の割合を上回っているものの、国や県が目標とする 40%はもとより、本市が目標としてきた 35%にもまだ届いていないのが現状です。政策・方針の立案等の決定過程における女性の参画を推進するためには、女性のエンパワーメントが重要です。さまざまな情報を提供するとともに、女性の人材育成や登用により積極的に取り組むことが求められます。

また、男性と比較し、女性の非正規雇用の割合が高いことから、男女間の格差のない雇用環境の整備に向けた啓発や、多様な働き方を可能とする支援に取り組むことが必要です。

◆　審議会等における女性委員割合の推移

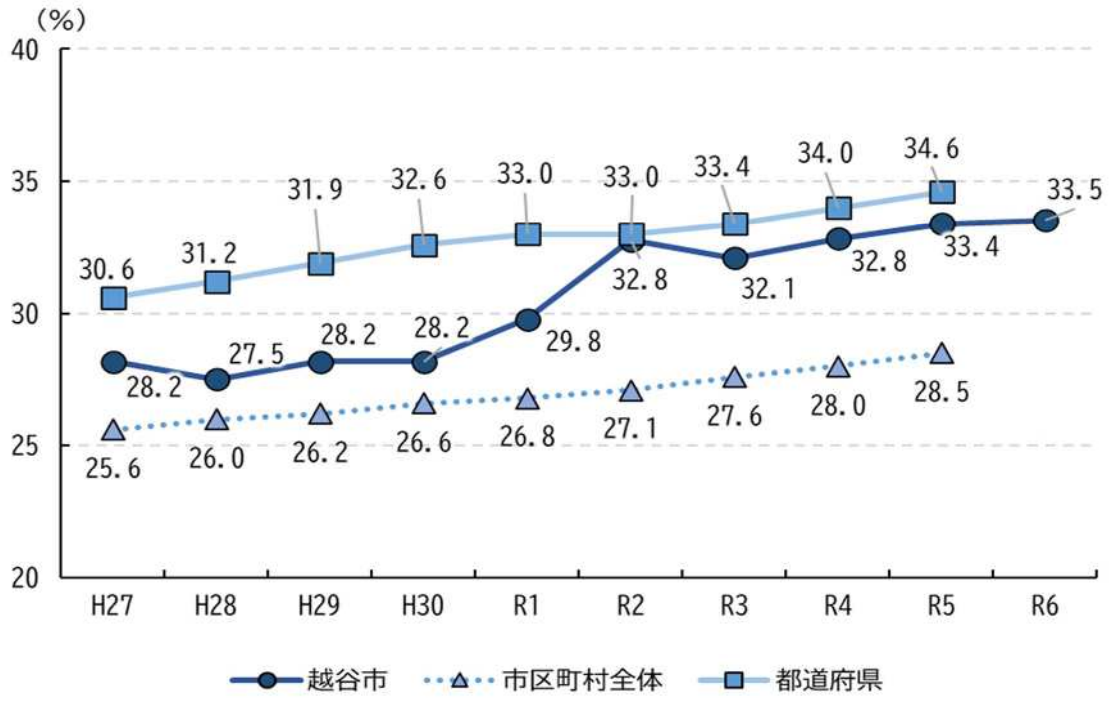

資料:内閣府　地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

◆ 仕事をしていく上で男女の能力差（身体的な差以外）があると回答した人の割合

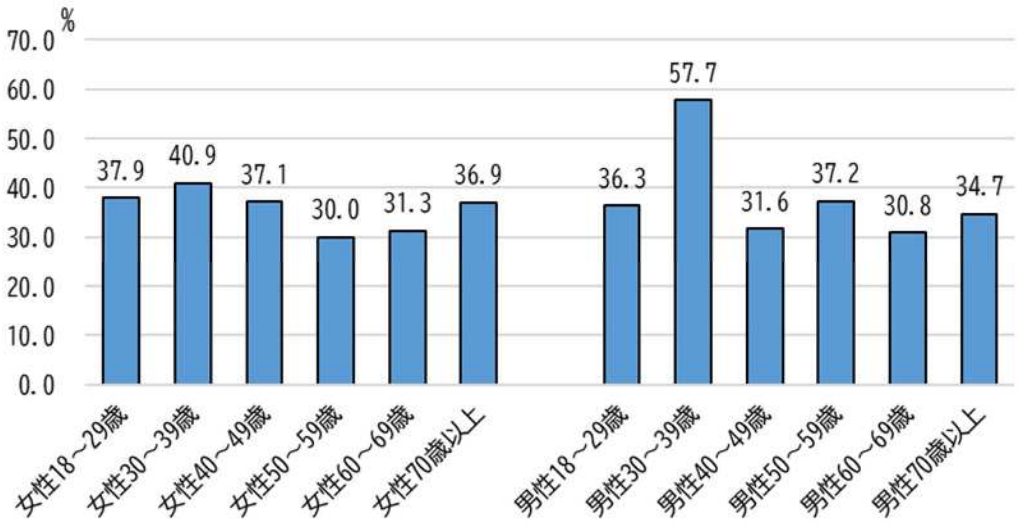

資料:令和５年度越谷市市政世論調査

施策の方針４　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画社会の実現には、職場や家庭、地域などの生活におけるさまざまな場において、男女が共に責任を分かち合うことが重要です。

ライフスタイルの多様化により、結婚、出産、子育て期にあたる 30 代で就業を中断する女性の状況を表すいわゆる「M字カーブ」の底は徐々に浅くなりつつあります。共働き等の世帯が増えてきていることから、家族が協力して育児・介護や家事を行う必要性が高まり、男女が働き続けながら育児、介護を行うことができるよう、保育所の入所や介護保険等の行政支援の充実など取組みを進めてきました。

【今後の課題】

女性の就業率が上昇している一方、育児をしている雇用者の１日あたりの家事・育児時間を見ると、男性の約６割が２時間未満であるのに対し、女性の９割弱が４時間以上となっており、家事・育児の負担が女性に偏っている傾向が見られます。

また、男女とも仕事とプライベートのどちらも充実させることを希望しながら、現実には仕事が優先になっている人の割合が多いという状況も見られます。誰もが仕事とプライベートの両立を図りながら働き続けることができるよう、引き続き取組みを推進していく必要があります。

◆　越谷市民（女性）の５歳階級別労働力率の推移

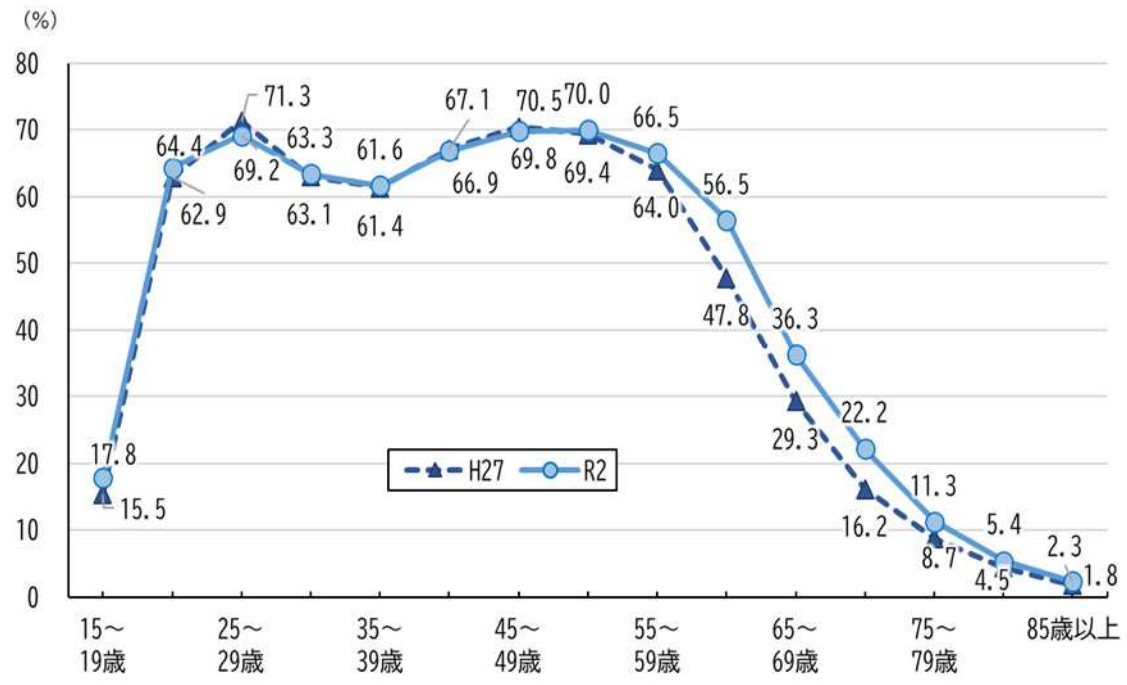

資料:国勢調査

◆ 雇用者（越谷市民）の１日あたりの家事・育児時間

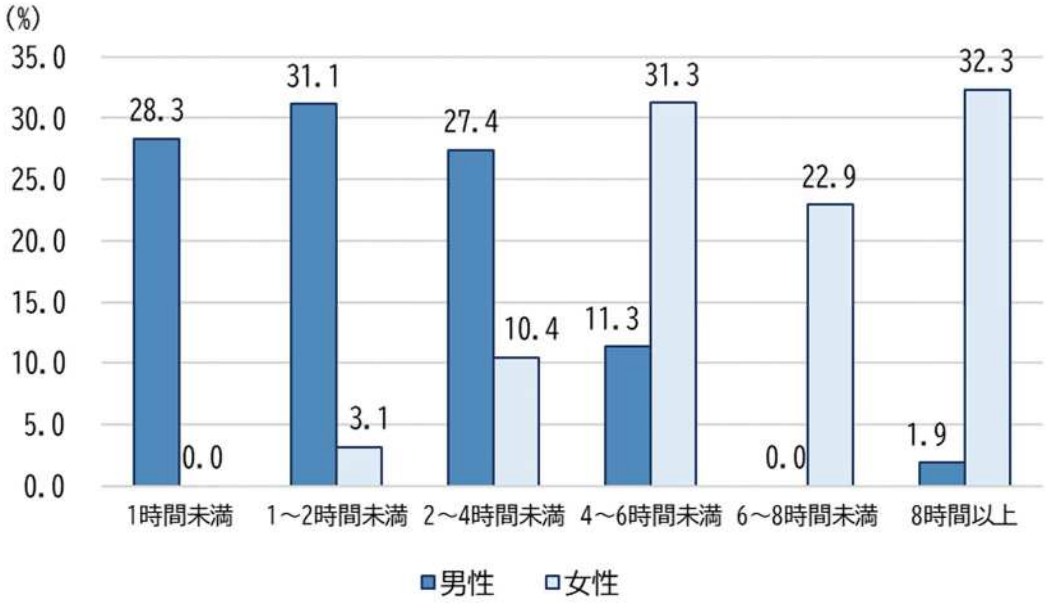

資料:総務省　令和４年就業構造基本調査

◆ 生活における優先度の希望と現実

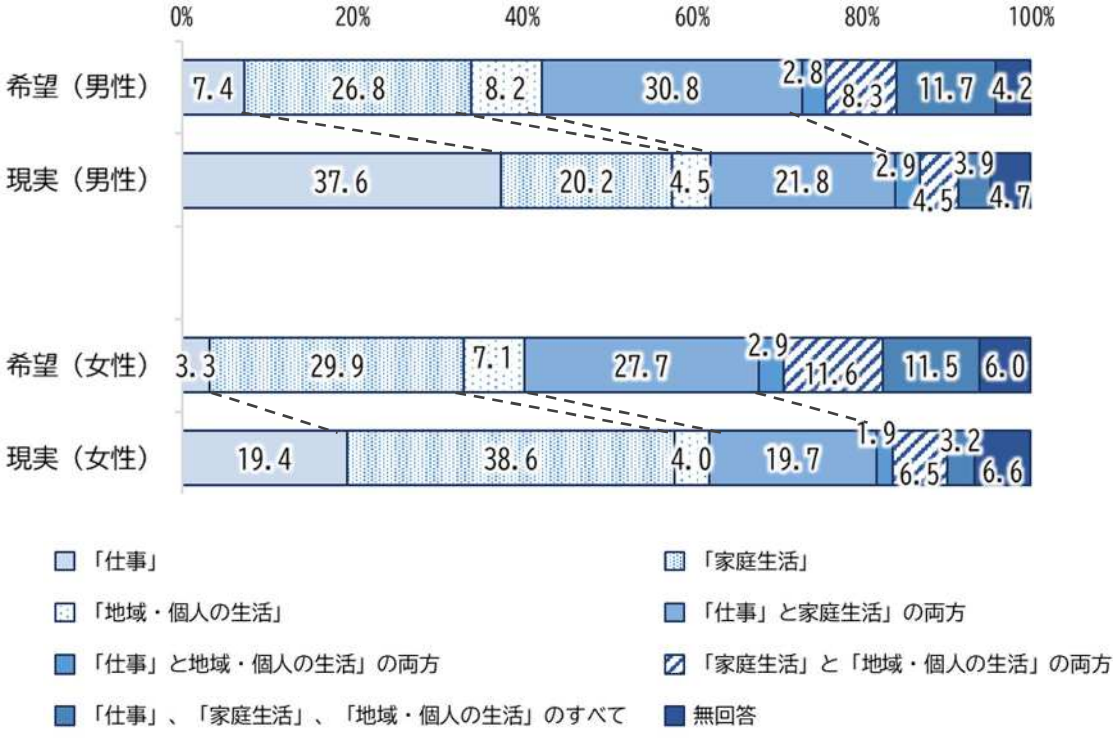

資料:令和５年度越谷市市政世論調査

施策の方針５　地域社会における男女共同参画の推進

単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化、急速な高齢化などが進行するなか、幅広い層で貧困など生活上の困難を抱える人の増加が見られます。人権を尊重し、多様な家族形態やライフスタイルを認めあう意識の醸成や、困難な状況を解消するための制度や環境の整備に取り組んできました。

また、災害や感染症拡大などの非常時に備え、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者等の多様なニーズに配慮した避難所運営ができるよう、男女共同参画の視点に基づく配慮等について啓発する取組みを行ってきました。

【今後の課題】

ひとり親家庭や障がいのある人、高齢者、女性などは厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にありますが、特に女性は出産・育児等により就業中断を余儀なくされたり、非正規雇用者が多いことなどから、男性に比べ経済的な困難に陥りやすくなっています。複雑化・複合化する支援ニーズに対応し、性別や年齢、国籍の違いや障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせるよう、包括的な支援体制の整備が求められます。

また、防災対策を進めるためには、多様なニーズの把握や避難所における問題点など男女共同参画や多様性配慮の視点に立った計画や施策が必要であるとともに、行政の取組みだけでなく、地域の様々な団体と協働して取り組んでいく必要があります。

◆　**年齢３区分別人口の推移**

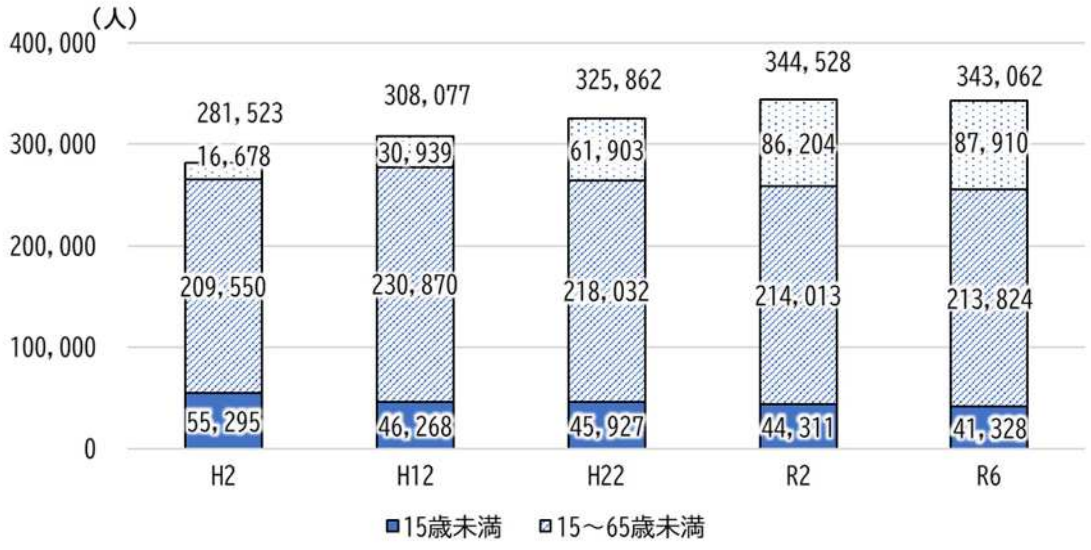

資料:越谷市統計年報

◆ **世帯類型の推移**

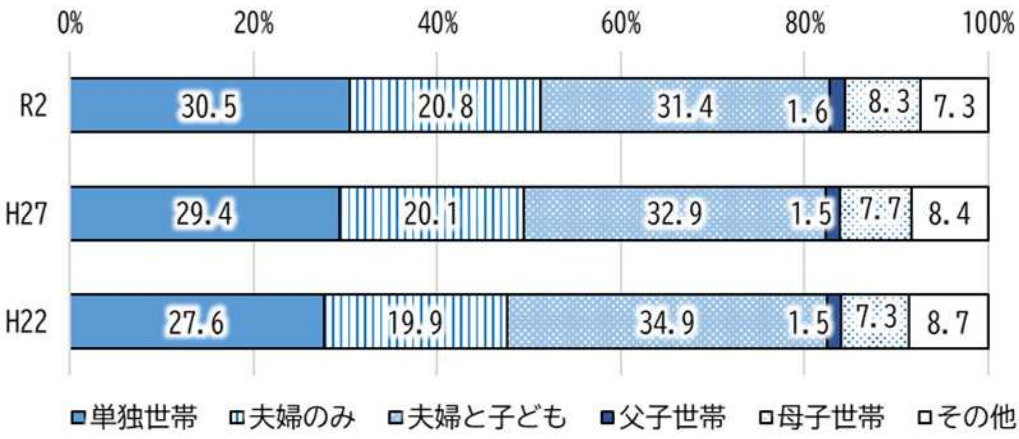

資料:越谷市統計年報

◆ **越谷市民に占める年齢階級別非正規雇用者割合**

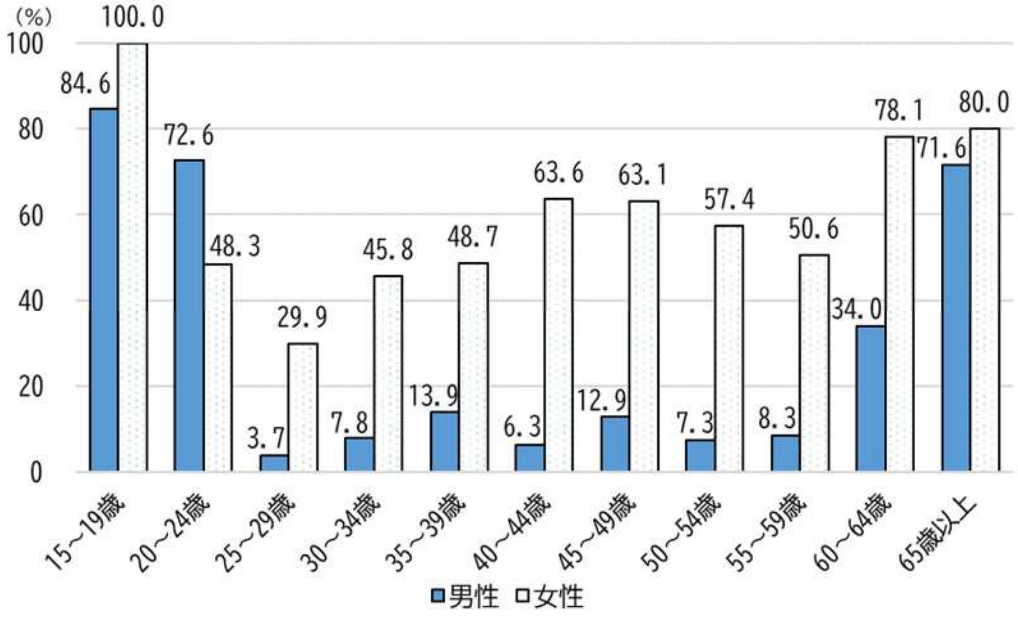

資料:総務省 就業構造基本調査

施策の方針６　生涯を通じた心身の健康づくり

男女が互いの身体的性差について正しく理解し、生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるようサービスや情報を受け取る権利が尊重されることは、男女共同参画の大前提となります。そのため、思春期の性に対する正しい知識を得るための講座や生涯を通じた健康に関する講座を開催し、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などライフステージに応じた健康づくりを支援してきました。

また、性の多様性や性的少数者への理解を深めるための講座や職員研修を行うほか、性自認や性的指向にかかる性的少数者の自由な意思を尊重するため、パートナーシップ宣誓制度による支援を実施しました。

【今後の課題】

心身の状態はライフサイクルに応じて大きく変化するという特性がありますが、女性はよりその影響を受けやすいといわれています。多くの市民が「性と生殖に関する健康と権利」について関心を持ち、正しい知識・情報を得て健康づくりに取組むための更なる支援が必要です。

また、性的少数者に関する社会の関心は高まってきましたが、差別や偏見は依然として残っており、多様な性や多様な生き方に対する意識醸成が求められます。

◆　子宮頸がん・乳がん・前立腺がん検診の受診者数の推移

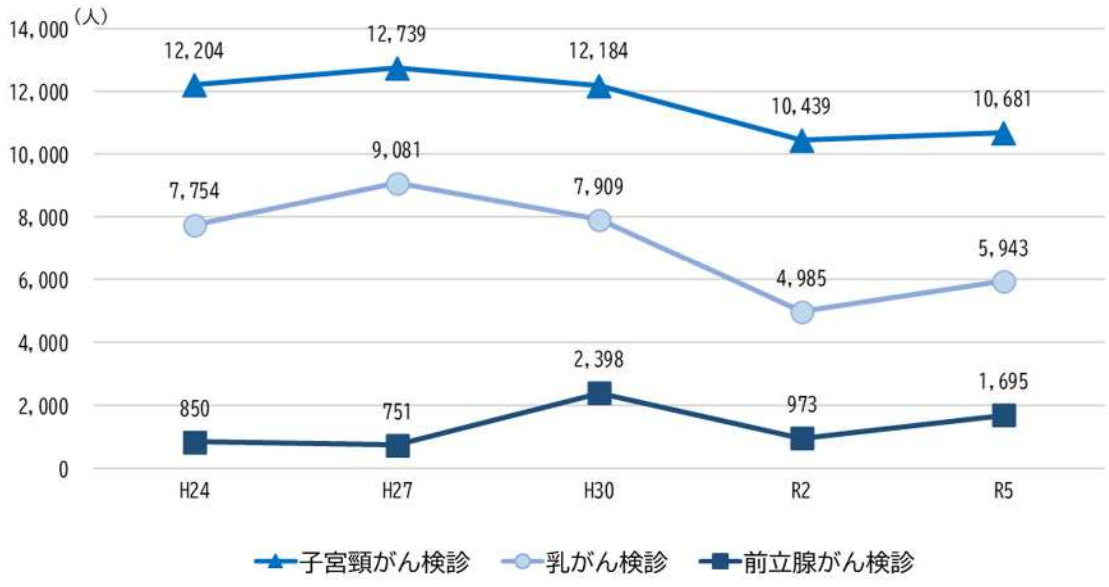

資料:健康づくり推進課

施策の方針７　配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、さまざまな機関が連携しながら取り組まなければならない喫緊の課題です。相談支援センターにおけるＤＶ相談件数は高止まりの状況にあり、相談窓口の周知のみならず、ＤＶ防止のための啓発、被害者の早期発見や適切な対応・支援を関係各課、民間団体と連携強化を図りながら行ってきました。

【今後の課題】

暴力の根絶を目指したＤＶ防止の啓発が重要となります。また、被害者の安全確保と自立に向けた支援を関係機関と連携して取り組むことが必要です。

また、近年では、デートＤＶやＪＫビジネスなどをはじめとした若年層を狙った暴力も多様化しており、深刻な状況にあります。若年層に対する予防・暴力の防止に向けた啓発が必要です。

被害者のおかれている状況は年々複雑・多様化しており、様々なニーズに対応するため、関係機関との更なる連携が求められます。

◆　**配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移**

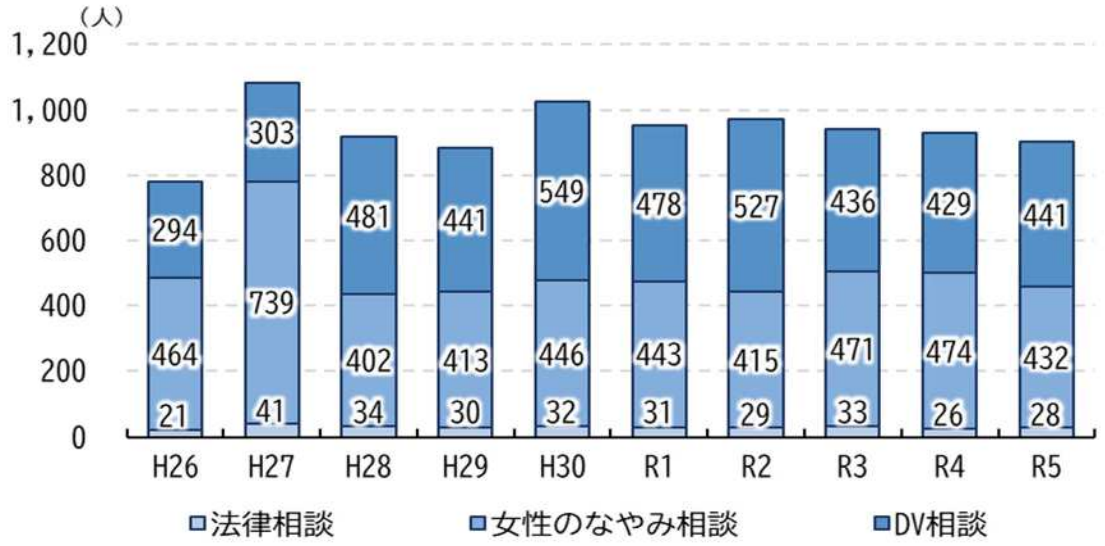

資料:人権･男女共同参画推進課

第２章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

男女共同参画社会を進める

～誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして～

本市では平成 17(2005)年に「越谷市男女共同参画推進条例」を制定し、そのなかで男女共同参画を推進するための７つの基本的な考え方を基本理念として定め、男女共同参画社会の実現を目指しています。

第４次越谷市男女共同参画計画はこの７つの基本理念を踏まえ、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝き、自分らしい生き方（Ｌｉｆｅ：人生・生活・命）が尊重できる社会を目指します。

越谷市男女共同参画推進条例の基本理念（第３条）

1　男女の人権の尊重
2　社会の制度や慣行の及ぼす影響についての配慮
3　政策や方針の立案と決定過程への共同参画
4　家庭生活における活動と他の活動の両立
5　男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
6　国際的な動向への考慮と協調
7　市、市民、事業者の主体的な取り組みと協働

2　計画の目的

この計画は市が行う男女共同参画施策の基本方針を示すとともに、その施策を体系化し、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

3　計画の位置づけ

（1）この計画は、越谷市男女共同参画推進条例第 10 条に基づく男女共同の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。
（2）この計画は、第５次越谷市総合振興計画における男女共同参画社会の推進に関する部門計画です。
（3）この計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第３項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
（4）この計画は、「ＤＶ防止法」第２条の３第３項に規定される「市町村基本計画」です。
（5）この計画は、女性活躍推進法第６条第２項に規定される「市町村推進計画」です。
（6）この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（以下、困難女性支援基本計画という）」は、困難女性支援法第８条第３項に規定される「市町村基本計画」です。
（7）この計画は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の国際目標であるＳＤＧｓ（持続可能な開発目標 17 ゴール・169 ターゲット）の理念を踏まえ、目標のひとつである「ジェンダー平等を実現しよう」の達成に資する計画です。

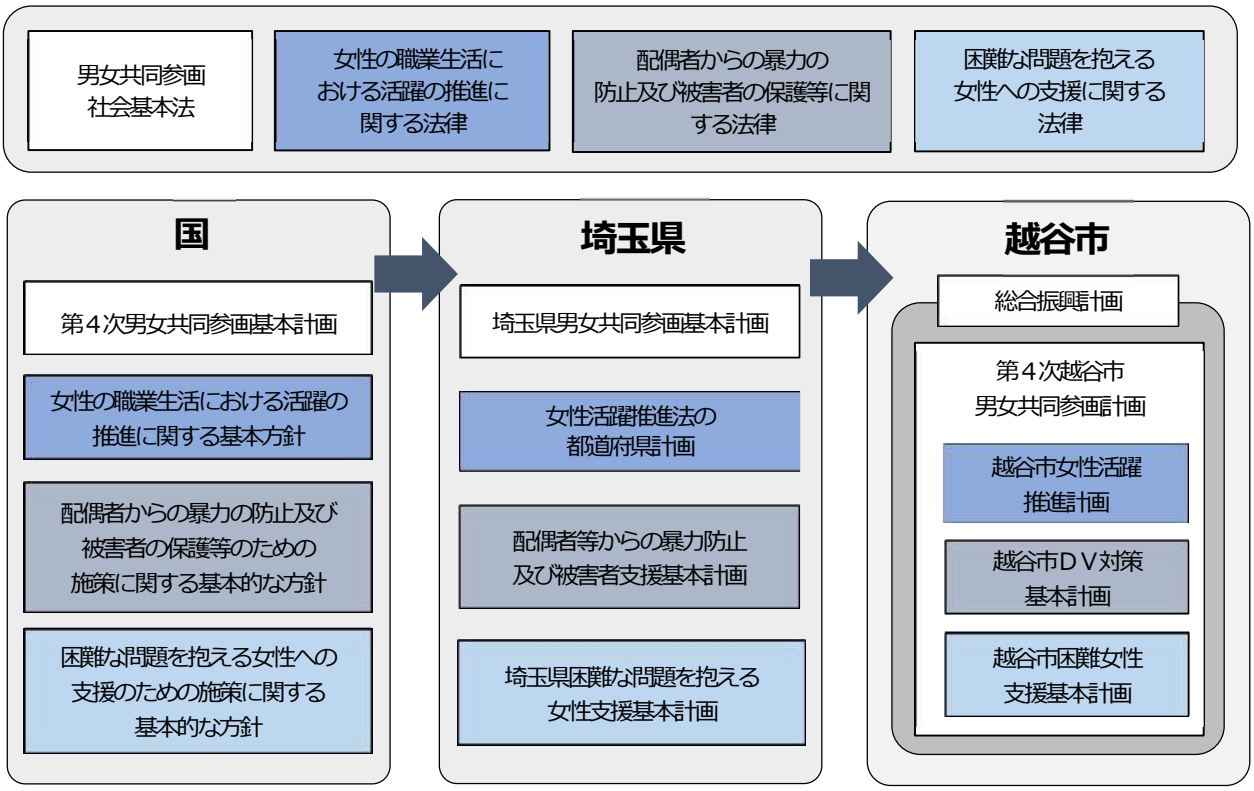

4　計画の期間

この計画は、第５次越谷市総合振興計画の基本構想の期間に合わせ、令和３(2021)年度から令和12(2030)年度までの 10 年間を計画期間とし、社会情勢の変化や計画の推進状況を踏まえ、中間年度である令和７(2025)年度に見直しを行いました。

5　計画の構成

この計画は、「基本計画」と「実施計画」で構成します。

（１）「基本計画」

男女共同参画社会を実現するため、市の男女共同参画推進のための施策の方向性とその内容を明らかにし、体系化したものです。

（２）「実施計画」

本計画に基づき実施する具体的な事業を明らかにしたものです。

なお、「実施計画」は令和３(2021)年度から令和７(2025)年度までの「前期」と、令和８(2026)年度から令和 12(2030)年度までの「後期」として策定します。

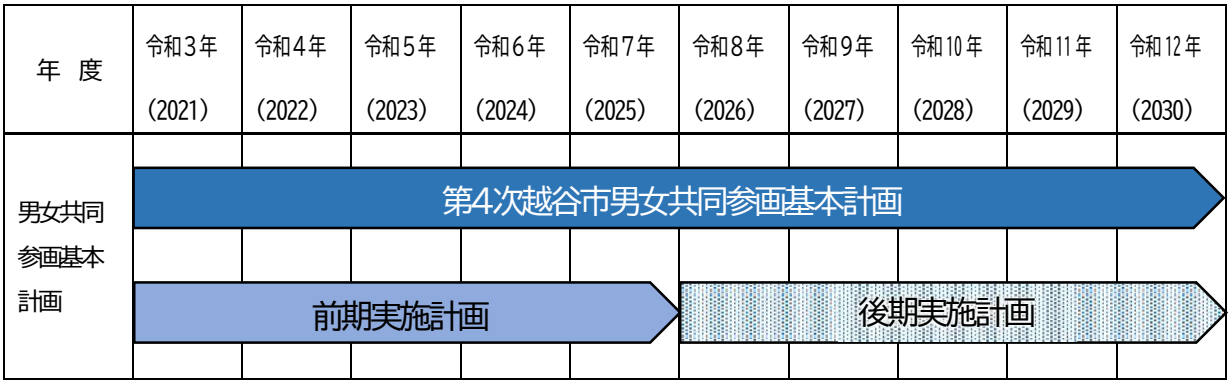

６　計画の特徴

この計画では、次の３つを特徴として掲げ、特に力を入れて取り組んでいきます。

（１）教育に関する施策の推進

本市では教育に関する男女共同参画施策の推進を重要なものと捉え、「教育に携わる者の責務（推進条例第７条）」を特徴として挙げています。学校や家庭等における様々な教育活動全体を通じて、人権尊重や男女共同参画の意識をはぐくむ施策の推進に力を入れて取組みます。

（２）あらゆる分野における女性の活躍の推進

女性活躍推進法が制定されたことにより、女性の活躍に向けての機運が高まっている現状において、あらゆる分野における女性の活躍の推進は、特に重要なものと捉えています。男女が互いに対等な立場で個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、女性の活躍推進に力を入れて取組みます。

（３）あらゆる暴力の根絶

全国的にＤＶに関する相談件数が高止まりとなっていますが、ＤＶは被害者のみならず、児童虐待による子どもの命にも関わる重大な社会問題になっています。

庁内関係機関において被害者の早期発見ができるよう、DVに対する理解を図るとともに、あらゆる暴力の根絶に向けた対策強化に特に力を入れて取組みます。

第３章　計画の推進

１　男女共同参画推進体制

本市では推進条例に基づき、市、市民、事業者、市民活動団体などそれぞれが男女共同参画に関する理解を深めるとともに、協働しながら男女共同参画社会の実現に向けた取組みを総合的、計画的に推進していきます。

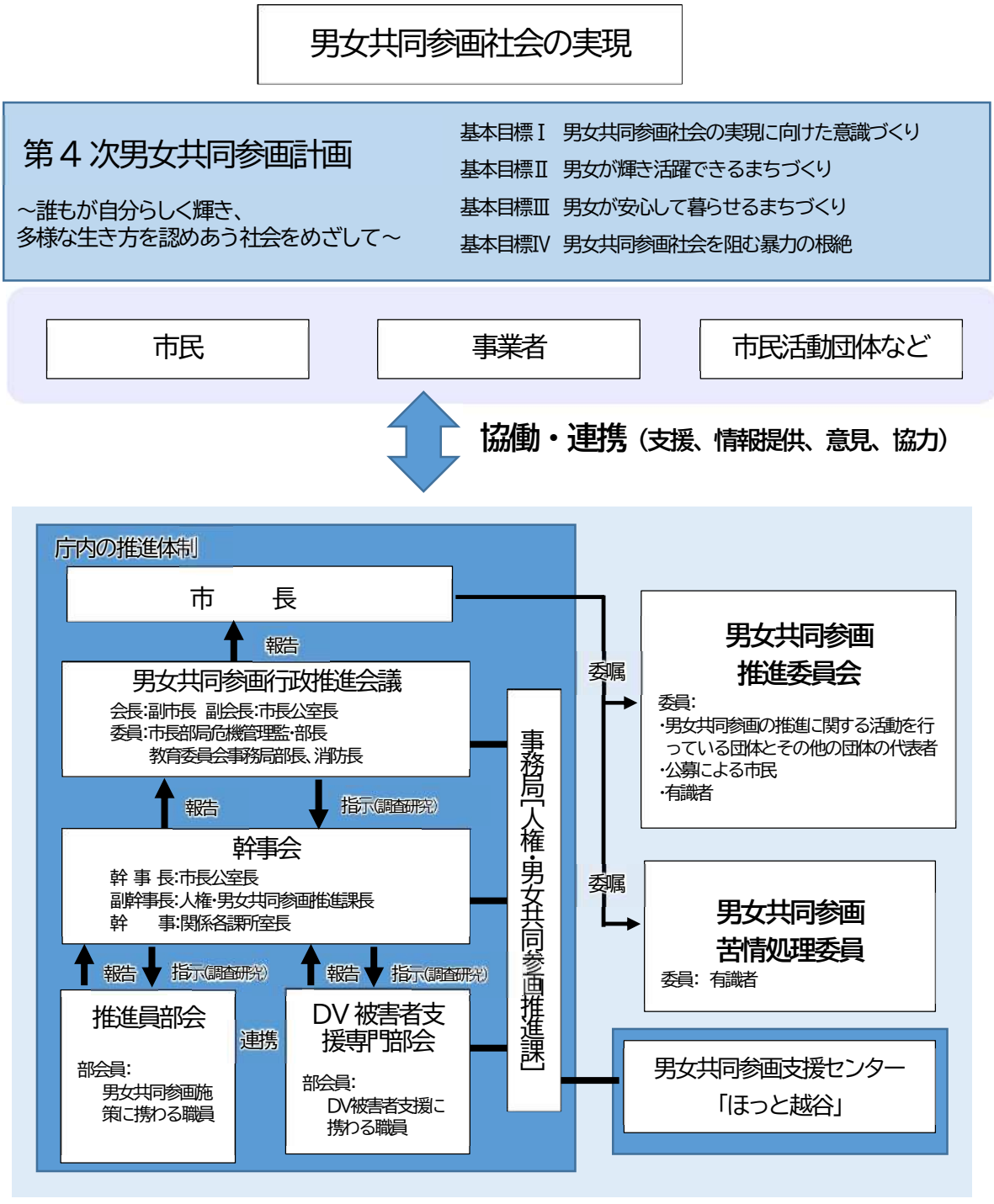

（1）男女共同参画行政推進会議

本市の男女共同参画に関する施策を推進する体制として、男女共同参画行政推進会議を設置しています。この会議は三層構造となっており、それぞれの会議を有機的に機能させることにより、施策の総合的な企画調整などを行いながら、本市の男女共同参画に関する取組みを総合的、効果的に推進していきます。

また、これらの会議を定期的に開催することにより、男女共同参画について職員への意識啓発と情報提供を図ります。

（2） 男女共同参画推進委員会

推進条例第 23 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する市長の附属機関として、市長の求めに応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項などについて調査審議を行います。

（3）男女共同参画苦情処理委員

推進条例第 28 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する本市の施策や男女共同参画を妨げると認められる事案に対する苦情について、市民や事業者からの申し出を適切・迅速に処理するために苦情処理委員を置いています。苦情処理委員は中立・公正な立場で苦情の受付や調査などを行います。また、調査の結果、必要に応じ助言や勧告、是正要望などを行います。

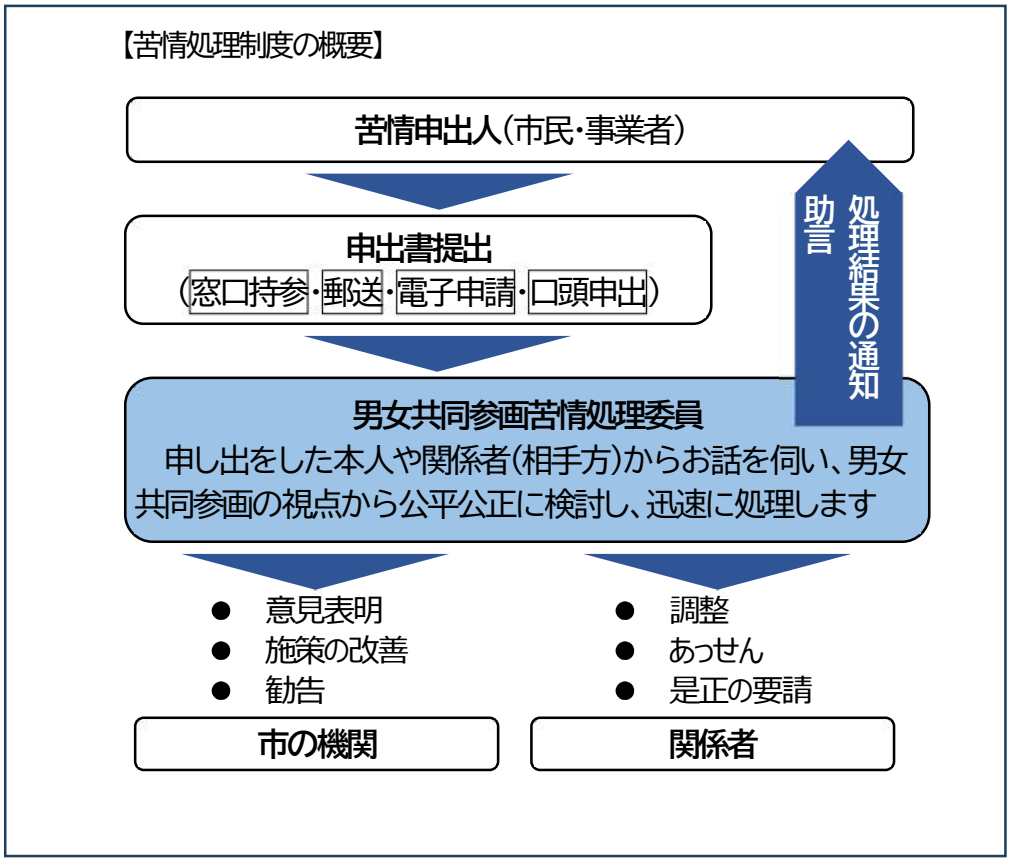

（4）男女共同参画支援センター「ほっと越谷」

平成 13(2001)年７月に開設した男女共同参画支援センター「ほっと越谷」は、推進条例に位置づけられた男女共同参画を推進する拠点施設であり、「学習・情報・交流・相談」の４つの機能に基づく各種事業を、市民との協働を推進しつつ積極的に展開しています。

なお、平成 21(2009)年４月から指定管理者制度を導入しました。指定管理者は「学習・情報・交流」の３つ事業と施設の維持管理を行い、「相談」事業については市が引き続き実施しています。民間事業者のもつノウハウを活かし、市民、事業者、市民活動団体などの協働のコーディネーターとしての機能をさらに充実させ、効果的な男女共同参画の推進を図っています。

２　年次報告書の作成・公表

推進条例第 22 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施等を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し公表します。

第４章　計画の内容

１　計画の体系

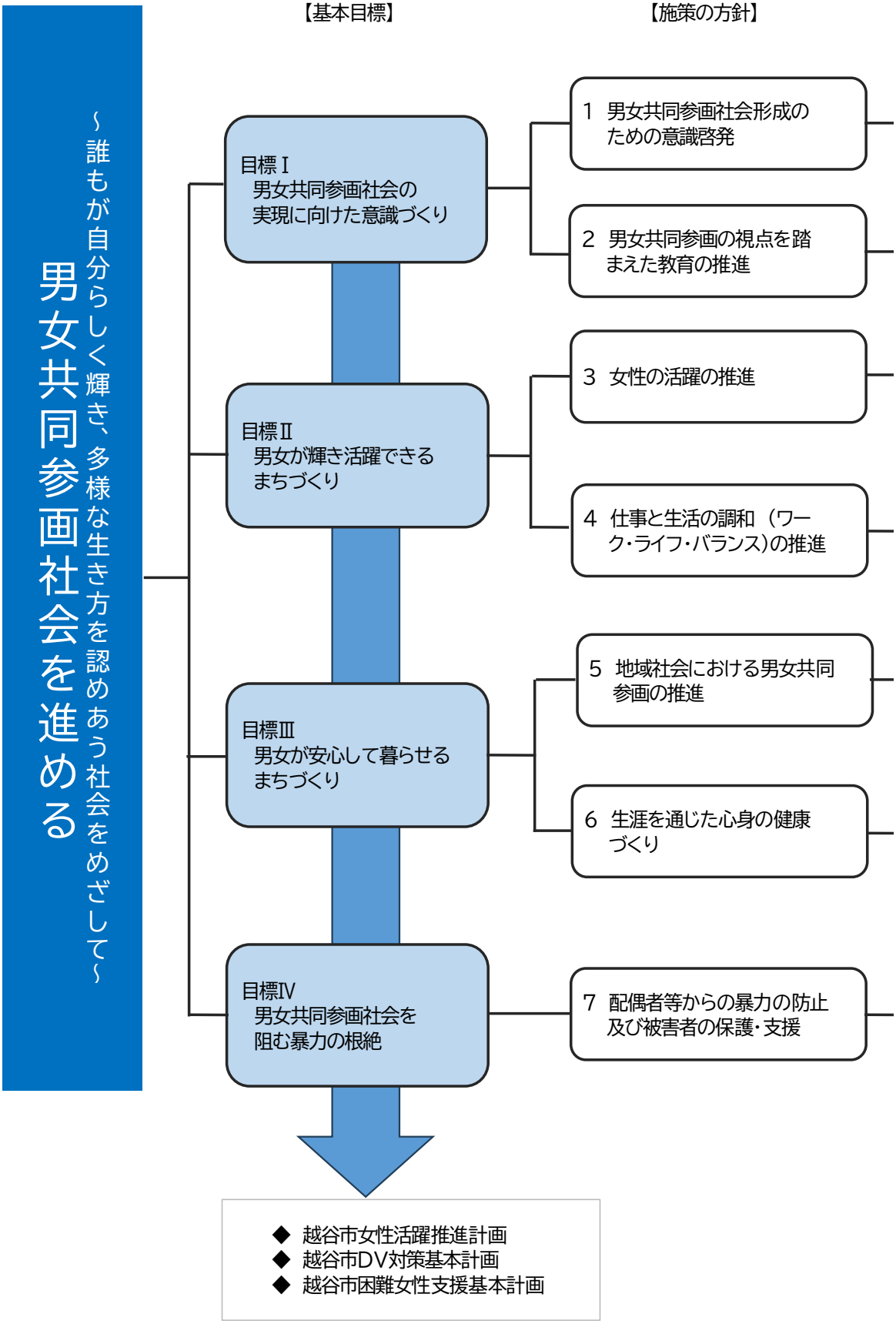

【施策の方向】

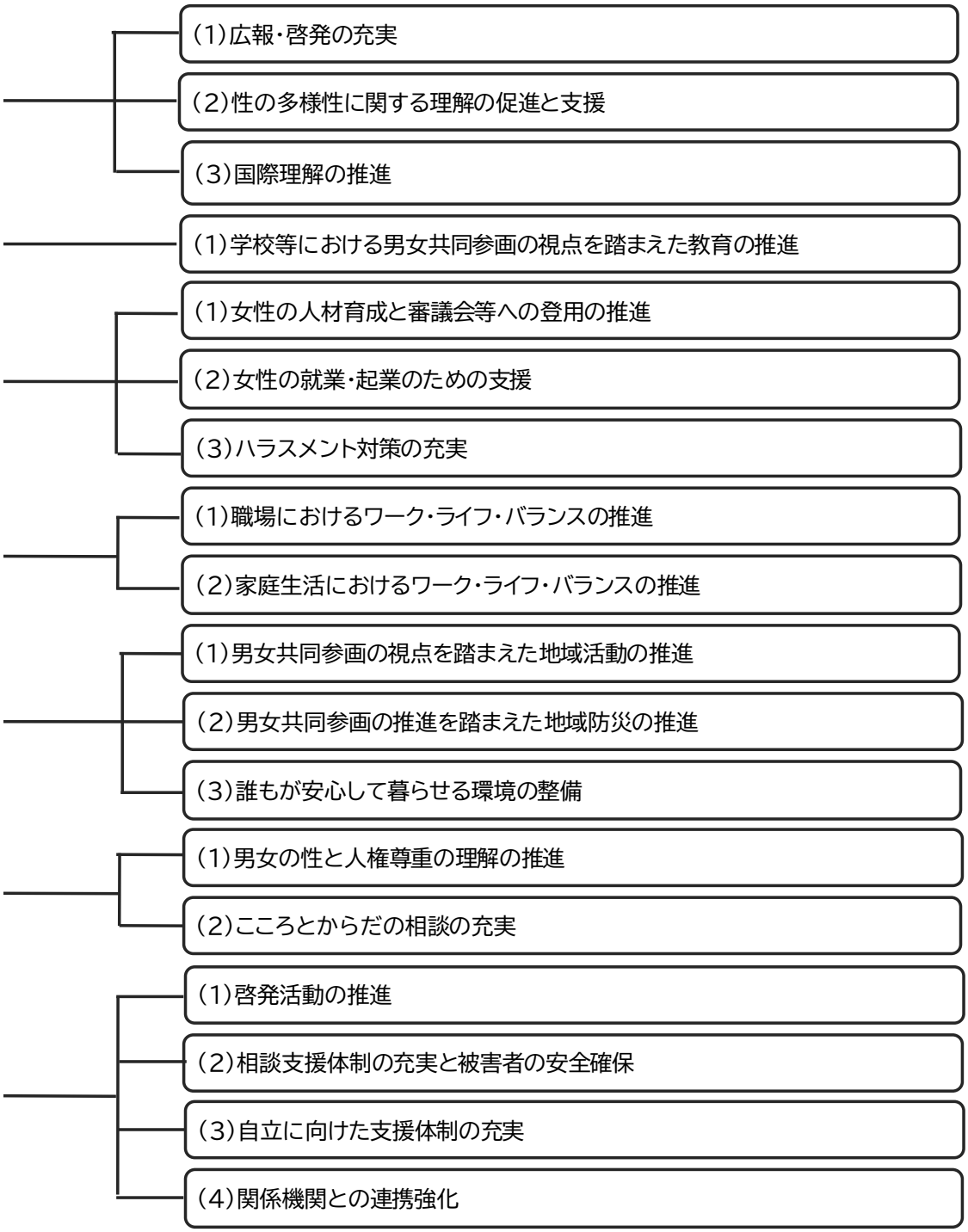
（1）広報・啓発の充実
（2）性の多様性に関する理解の促進と支援
（3）国際理解の推進
（1）学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
（1）女性の人材育成と審議会等への登用の推進
（2）女性の就業・起業のための支援
（3）ハラスメント対策の充実
（1）職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
（2）家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進
（1）男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進
（2）男女共同参画の推進を踏まえた地域防災の推進
（3）誰もが安心して暮らせる環境の整備
（1）男女の性と人権尊重の理解の推進
（2）こころとからだの相談の充実
（1）啓発活動の推進
（2）相談支援体制の充実と被害者の安全確保
（3）自立に向けた支援体制の充実
（4）関係機関との連携強化

２　計画の目標

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた「性別による固定的役割分担意識」を解消することが求められます。男女が社会の対等な構成員として、お互いの人権を尊重し、その個性と能力を発揮することができる意識づくりに取組みます。また、家庭、学校、地域などのあらゆる場において、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。

基本目標Ⅱ　男女が輝き活躍できるまちづくり

あらゆる分野において、男女がともに活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、女性がその個性と能力を十分発揮できることが重要です。政策・方針の決定過程においては、男女の偏りが大きいことから、女性が参画しやすい環境づくりが必要です。また、すべての人が仕事と家庭生活の両立を実現するためには、女性の職業生活における活躍の推進とともに、男性の家庭生活における参画も不可欠です。

あらゆる分野において、男女の格差が生じている場合は格差是正に取り組むとともに、男女が平等に参画し、ともに活躍できるよう環境整備や意識啓発に取組みます。

基本目標Ⅲ　男女が安心して暮らせるまちづくり

誰もが安心して暮らせるまちづくりのためには、さまざまな生活上の困難を抱えた人々を含め、地域に暮らす人々の生活を支える支援が必要です。ひとり親家庭や高齢者、障がい者、外国人など様々な困難を抱えた人々に対し社会参画を促し、自立に向けた支援に取組みます。また、地域に暮らす人々が、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう、性別・年齢別に応じた心身の健康づくりを支援します。

さらに、防災の分野においては、災害時の多様なニーズの把握や女性への配慮が必要となることから、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災を推進します。

基本目標Ⅳ　男女共同参画社会を阻む暴力の根絶

配偶者（事実婚、元配偶者を含む）や恋人からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する問題です。家庭内等の親密な関係性の中なかで起こる暴力は潜在化しやすく、その影響は被害者のみならず子どもにも及ぶため、関係機関や民間団体と連携を強化して取り組む必要があります。暴力を生まないための予防教育をはじめとした、暴力を容認しない社会環境の整備など、あらゆる暴力の根絶のための社会づくりに力を入れて取組みます。

なお、改正前の計画においては、基本目標Ⅱを「越谷市女性活躍推進計画」に、基本目標Ⅳを「越谷市ＤＶ対策基本計画」に対応するものとしていましたが、新たに加える「越谷市困難女性支援基本計画」については対象施策が広範囲にわたり、個別の目標に位置付けることが困難であるため、第４次越谷市男女共同参画計画全体にこれらの計画が含まれているものとして表記を変更しました。別途策定の後期実施計画において、各計画に該当となる事業を明記します。

３　計画の内容

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

施策の方針１　男女共同参画社会形成のための意識啓発

男女共同参画社会とは、誰もがその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わらず個性と能力を発揮することのできる社会です。「男は仕事、女は家事・育児」といった人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別による固定的役割分担意識は少しずつ解消に向かっていますが、依然として社会全体において女性よりも男性の方が優遇されているという意識及び男女間の格差が残っています。

また、ＬＧＢＴＱという言葉が広く認知されるようになってきましたが、いまだ社会における差別や偏見により困難を抱える方も多い状況です。

あらゆる分野の施策や事業においてジェンダー平等を推進する視点を取り入れ実践する「ジェンダー主流化」の国際的な流れを汲み、今後もあらゆる機会を通じて広報、啓発活動を展開します。

施策の方向

（1）広報・啓発の充実

主な取組み
・ホームページや広報紙、パネル展示など多様な媒体を通じた情報提供 ・男女共同参画に関する理解を促進するための、市民向け講座や講演会の開催 ・メディアから発信される情報を判断する力や発信する力（メディア・リテラシー）を高めるための啓発

（2）性の多様性に関する理解の促進と支援

主な取組み
・性的少数者への理解促進のための職員研修 ・性の多様性を理解し、尊重する意識づくりのための啓発講座の開催 ・申請書類やアンケートにおける性別記入欄の配慮

（3）国際理解の推進

主な取組み
・国際的な取組みについての情報収集及び情報誌などを通じた市民への情報提供

施策の方針１　参考指標

指標	令和元年度 現況値	令和６年度 現況値	令和 12 年度 目標値
男女共同参画支援センターが実施する講座等の延べ参加者数	6,418 人	6,737 人	6,600 人
性の多様性の理解促進に関する講座の理解度	―	92%	80%

※数値目標は計画期間が満了する令和 12 年度に向け設定していますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。
※数値については元となる調査の実施時期などにより、毎年度把握できない場合があります。

施策の方針２　男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

男女共同参画の意識の形成には、成長の過程において学習したことや経験したことが大きく影響します。家庭・学校・地域におけるあらゆる学習機会等を通じて、男女共同参画意識を育む教育を続けていくことが重要です。次世代を担う子どもたちへ、性別に関わりなく一人一人の個性を伸ばせる教育が行われるよう、教える立場にある学校の教職員や保護者などに対し、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。

施策の方向

（１）学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

主な取組み
・教職員の意識啓発、男女共同参画の理解促進を図る研修の実施 ・性別による固定的役割分担意識にとらわれないキャリア形成のための学校教育における児童・生徒の意識啓発 ・性別による固定的役割分担意識解消のための家庭教育の推進

施策の方針２　参考指標

指標	令和元年度 現況値	令和６年度 現況	令和 12 年度 目標値
男女共同参画の視点を踏まえた家庭教育に関する講座の満足度	78%	88%	80%
教職員・保護者・子どもに向けた啓発資料の配付回数	各１回	１回	各１回

※数値目標は計画期間が満了する令和 12 年度に向け設定していますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。
※数値については元となる調査の実施時期などにより、毎年度把握できない場合があります。

基本目標Ⅱ　男女が輝き活躍できるまちづくり

施策の方針３　女性の活躍の推進

男女が対等な立場で個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野において女性が参画することが不可欠です。多くの人々の多様な価値観・意見が公平・公正に反映されるよう、市が率先して審議会や行政委員等の委員への女性登用に積極的に取組みます。

また、職業生活において希望に応じた働き方の実現を目指し、就業の支援や起業・自営業などの多様な働き方を選択するための取組みを行います。

さらに、性別に関わりなく誰もが活躍できる環境を整えるため、個人としての尊厳を傷つけ、能力発揮を妨げる様々なハラスメントの防止に向け、意識改革を図るための啓発を行います。

施策の方向

（1）女性の人材育成と審議会等への登用の推進

主な取組み
・市の女性職員のエンパワーメントやキャリアアップにつながる研修等の実施 ・市の女性職員の管理職への登用促進 ・審議会等における女性の登用推進 ・審議会等への女性の参画推進のための講座の開催及び情報提供

（2）女性の就業・起業のための支援

主な取組み
・女性の就業支援のための講座等の開催 ・女性の起業支援のための講座等の開催及び相談の実施

（3）ハラスメント対策の充実

主な取組み
・事業者に対するハラスメント防止の啓発 ・ハラスメント防止の職員研修 ・就業に関する法制度や相談窓口の周知

施策の方針３　参考指標

指標	令和元年度 現況値	令和６年度 現況値	令和 12 年度 目標値
審議会等における女性の登用推進のための講座の満足度	83%	96%	80%
審議会等に占める女性委員の割合	32.8%	35.4%	40%（※）
職員のうち管理職における女性の割合	19.2%	22.9%	30%
女性の就労に関する講座の延べ参加者数	301 人	209 人	280 人
就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の理解度	－	85%	80%

・数値目標は計画期間が満了する令和 12 年度に向け設定していますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。
・数値については元となる調査の実施時期などにより、毎年度把握できない場合があります。

（※）従前の計画では令和 12 年度の目標値を 35%に設定していましたが、国及び埼玉県の目標が 40%に引き上げになったことから、本市目標も 40%に変更しました。

施策の方針４　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、男女が共に健康を維持し、仕事だけでなく、趣味やボランティア活動、地域活動への参画や、育児や介護も含め、家族が安心して暮らしていくためにも重要です。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現は、事業者にとっても優秀な人材確保や組織の活性化にもつながります。性別、子育て・介護の有無にかかわらず、ライフスタイルに応じた多様な働き方が可能となるよう、柔軟な働き方の推進や、男女がお互いに協力して家庭や地域生活での責任を分かち合うための取組みを進めます。

施策の方向

（１）職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

主な取組み
・事業者への情報提供や啓発

（２）家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

主な取組み
・男性の家事・育児・介護や地域活動への参画を促すための講座等の開催

施策の方針４　参考指標

指標	令和元年度 現況値	令和６年度 現況値	令和 12 年度 目標値
保育所（市立）の定員	2,020 人	2,050 人	2,050 人
保育施設（私立）の定員	5,013 人	5,288 人	5,345 人
男性の男女共同参画推進のための実施事業数	３事業	３事業	３事業

・数値目標は計画期間が満了する令和 12 年度に向け設定していますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。
・数値については元となる調査の実施時期などにより、毎年度把握できない場合があります。

基本目標Ⅲ　男女が安心して暮らせるまちづくり

施策の方針５　地域社会における男女共同参画の推進

誰もが安心して暮らせるまちづくりのためには、ひとり親家庭や高齢者、障がい者、外国人、性的少数者など、さまざまな生活上の困難を抱えた人々が、地域社会を支える重要な一員として安心して暮らすことのできる環境の整備が必要となります。

様々な困難を抱えている人々に対し、生活の支援や情報提供を行い、社会参画を促進していきます。特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活することができるよう、自立支援を行います。

また、日本各地において甚大な被害をもたらしている地震や風水害等の災害時に、男女共同参画の視点が不十分である事例が報告されています。防災に関する施策・方針の決定過程における女性の参画を促進するとともに、多様なニーズの把握など男女共同参画の視点を取り入れた地域防災を推進します。

施策の方向

（1）男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進

主な取組み
・男女共同参画支援センターを中心とした地域交流の場の提供 ・地域における子育て支援の輪（ネットワーク）の充実 ・民生委員・児童委員等への男女共同参画に関する意識啓発

（2）男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進

主な取組み
・男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営など災害時の対応、地域防災の推進 ・防災関係機関への男女共同参画の推進

（3）誰もが安心して暮らせる環境の整備

主な取組み
・ひとり親家庭の経済的自立のための支援 ・生活困窮者の自立のための支援 ・困難な問題を抱える女性への包括的・継続的な支援

施策の方針５　参考指標

指標	令和元年度 現況値	令和６年度 現況値	令和 12 年度 目標値
ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数	352 人	211 人	402 人
防災における女性リーダー育成のための講座等の開催回数	１回	２回	１回

・数値目標は計画期間が満了する令和 12 年度に向け設定していますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。
・数値については元となる調査の実施時期などにより、毎年度把握できない場合があります。

施策の方針６　生涯を通じた心身の健康づくり

男女が互いの身体的な性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って健康な生活をしていくことは、男女共同参画社会を実現するために重要です。

生涯にわたる心と体の健康づくりには、性別だけでなく、思春期、子育て期、更年期等のライフステージごとにおける課題があることから、身体的特徴を踏まえた適切な支援が求められます。特に女性は、出産・産後ケア等について男性とは異なる配慮が必要となることから、互いに理解しあうことができるよう取組みを行います。

さらに、性別に関わらず、過重労働による健康障害や職場環境、仕事などによるストレス、うつ病など、メンタルヘルス対策の充実、推進が課題となります。誰もが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、各種相談の充実を図るとともに、精神保健、自殺予防対策への取組みを進めます。

施策の方向

（１）男女の性と人権尊重の理解の推進

主な取組み
・性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の理解を促進するための講座の開催 ・男女が互いの性を理解し、健康的な生活を営む情報や学習機会の提供

（２）こころとからだの相談等の充実

主な取組み
・相談体制の整備及び相談窓口の周知 ・こころの不調や病気など精神保健福祉に関する相談 ・自殺防止のための庁内及び地域におけるネットワークの強化

施策の方針６　参考指標

指標	令和元年度 現況値	令和６年度 現況値	令和 12 年度 目標値
性と生殖に関する健康と権利についての講座の満足度	96%	100%	80%
男性のための電話相談の実施（令和６年 10 月開設）	－	６回	12 回
乳がん検診受診率	13.3%	10.2%	16.5%
子宮頸がん検診受診率	8.8%	7.4%	9.6%
前立腺がん検診受診率	18.3%	8.2%	21.5%
自殺予防普及啓発	３回	３回	３回

・数値目標は計画期間が満了する令和 12 年度に向け設定していますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。
・数値については元となる調査の実施時期などにより、毎年度把握できない場合があります。

基本目標Ⅳ　男女共同参画社会を阻む暴力の根絶

施策の方針７　配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する問題となっています。家庭内で起こるＤＶは被害が潜在化しやすく、外部からの発見が困難な状況にあります。また、被害者のみならず、子どもの面前で行われるＤＶは児童虐待にあたり、子どもへの影響や被害も深刻です。

ＤＶの早期発見、早期対応のため、ＤＶ防止に向けた意識啓発を進めるとともに、相談窓口の周知及び問題解決に向けた切れ目ない支援の充実を図ります。

さらに、若年層におけるデートＤＶやＳＮＳの普及に伴うデジタル性暴力なども問題となっています。被害者の実態に即した相談体制を整えるため、相談員の資質向上を図るとともに、関係機関や民間団体との更なる連携強化を進めます。

施策の方向

（１）啓発活動の充実

主な取組み
・ＤＶ防止に関する講座の開催やパネル展示の実施 ・若年者のデートＤＶ防止に向けた出前講座 ・ストーカーや性暴力等の防止のための啓発

（２）相談支援体制の充実と被害者の安全確保

主な取組み
・市のホームページやリーフレット等による相談窓口の周知 ・専門相談員による電話や面接によるＤＶ相談 ・警察、関係機関、民間団体と連携した被害者の安全確保

（３）自立に向けた支援体制の充実

主な取組み
・関係機関と連携した支援の充実 ・ＤＶによる生活困窮者の自立支援

（４）関係機関との連携強化

主な取組み
・ＤＶ被害者専門部会の活用と、庁内の連携体制の強化 ・二次的被害を防止するための職務関係者研修 ・ＤＶ被害者支援のための警察、関係機関や民間団体との連携

施策の方針７　参考指標

指標	令和元年度 現況値	令和６年度 現況値	令和 12 年度 目標値
デートＤＶ防止の啓発等の実施事業数	２回	２回	２回
ＤＶ防止啓発のための講座の開催回数	１回	１回	１回
ＤＶに関する職務関係者研修参加者の理解度	97%	95%	100%

※数値目標は計画期間が満了する令和 12 年度に向け設定していますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。
※数値については元となる調査の実施時期などにより、毎年度把握できない場合があります。

支援体制

ＤＶ被害者へは、配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係各課と連携しながら相談・通報、保護、自立支援をワンストップで行います。

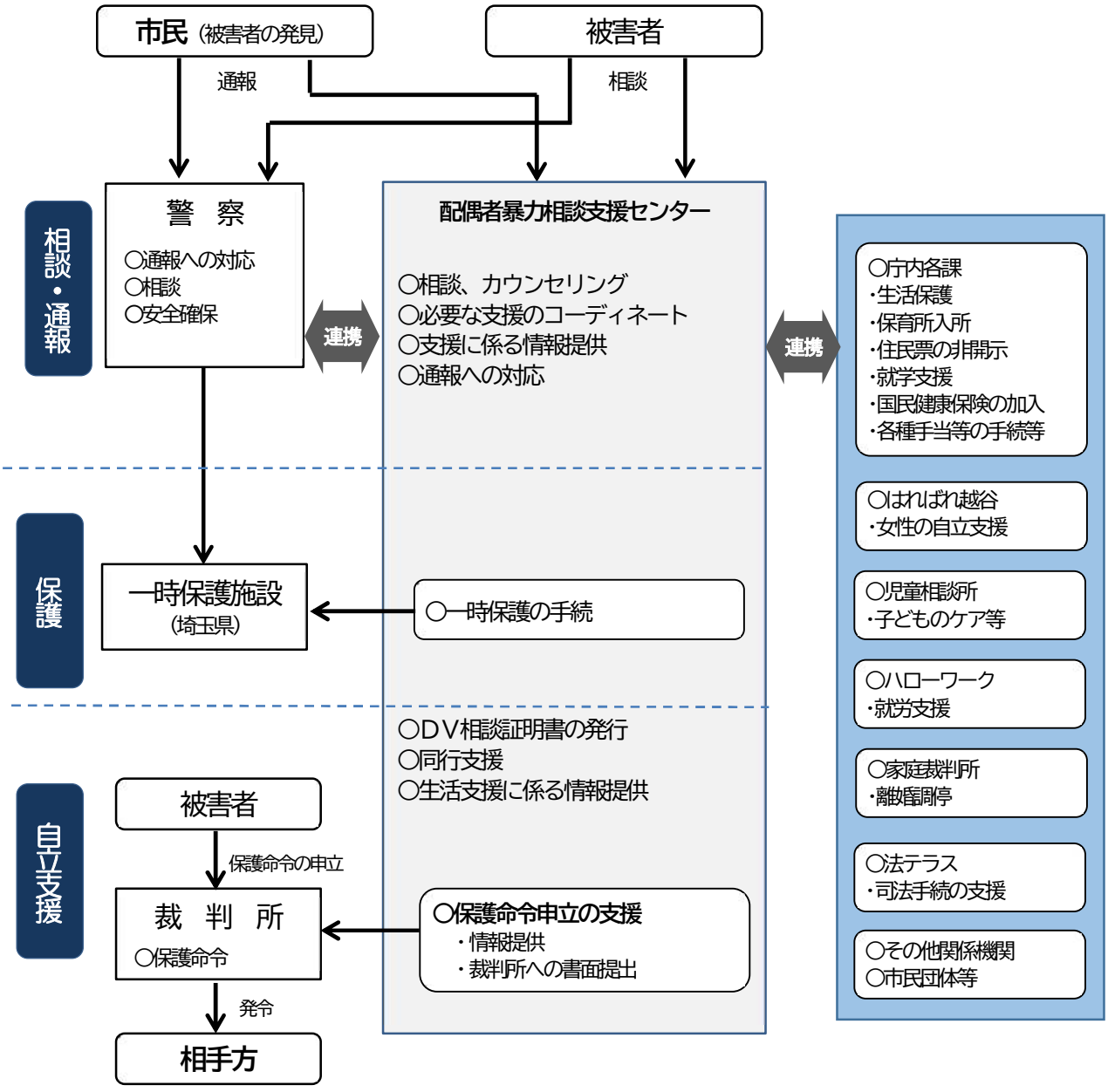

第５章　数値目標・モニタリング指標

１　数値目標一覧・モニタリング指標

（１）数値目標一覧

基本目標	指　　標	令和元年度 現況値	令和６年度 現況値	令和12年度 目標値
	男女共同参画支援センターが実施する講座等の延べ参加者数	6,418人	6,737人	6,600人
	性の多様性の理解促進に関する講座の理解度	－	92%	80%
	男女共同参画の視点を踏まえた家庭教育に関する講座の満足度	78%	88%	80%
	教職員・保護者・子どもに向けた啓発資料の配付回数	各１回	各１回	各１回
Ⅱ	審議会等における女性の登用推進のための講座の満足度	83%	96%	80%
	審議会等における女性委員の割合	32.8% （R2.4.1現在）	35.4%	40%
	職員のうち管理職に占める女性の割合	19.2% （R2.4.1現在）	22.9%	30%
	女性の就労に関する講座の延べ参加者数	301人	209人	280人
	就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の理解度	－	85%	80%
	保育所（市立）の定員	2,020人	2,050人	2,050人
	保育施設（私立等）の定員	5,013人	5,288人	5,345人
	男性の男女共同参画推進のための実施事業数	３事業	３事業	３事業

基本目標	指　　標	令和元年度 現況値	令和6年度 現況値	令和12年度 目標値
Ⅲ	ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数	352人	211人	402人
	防災における女性リーダー育成のための講座等の開催回数	1回	2回	1回
	性と生殖に関する健康と権利についての講座の満足度	96%	100%	80%
	男性のための電話相談の実施（令和6年10月開設）	－	6回	12回
	乳がん検診受診率	13.3%	10.2%	16.5%
	子宮頸がん検診受診率	8.8%	7.4%	9.6%
	前立腺がん検診受診率	18.3%	8.2%	21.5%
	自殺予防普及啓発	3回	3回	3回
Ⅳ	デートDV防止の啓発等の実施事業数	2回	2回	2回
	DV防止啓発のための講座等の開催回数	1回	1回	1回
	DVに関する職務関係者研修参加者の理解度	97%	95%	100%

（2）モニタリング指標

基本目標	指　　標	第4次計画策定時	現 況 値
Ⅰ	①「男は仕事、女は家庭」の考え方に、「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した人の割合	57.2% （令和元年度市政世論調査）	63.9% （令和５年度市政世論調査）
	②男女の地位の平等感【教育のなかで】において「平等になっていない」と回答した人の割合	16.6% （令和２年度市政世論調査）	26.5% （令和５年度市政世論調査）
Ⅱ	①　自治会長とＰＴＡ会長における女性比率	自治会長　　6.8% PTA会長　　17.8% （令和２年４月１日現在）	自治会長　 5.6% PTA会長　38.6% （令和７年４月１日現在）
	②男女の地位の平等感【職場のなかで】において「平等になっていない」と回答した人の割合	39.6% （令和２年度市政世論調査）	47.2% （令和５年度市政世論調査）
Ⅲ	①女性のなやみ相談件数（ＤＶ相談を除く）	470件 （令和６年度女性・ＤＶ相談支援センター相談件数）	470件 （令和６年度女性・ＤＶ相談支援センター相談件数）
Ⅳ	①　ＤＶ相談件数	495件 （令和元年度女性・ＤＶ相談支援センター相談件数）	369件 （令和６年度女性・ＤＶ相談支援センター相談件数）
	②　緊急一時保護の件数	２件 （令和元年度実績【ＤＶ】）	２件 （令和６年度実績【ＤＶ】）
	③　ＤＶ被害者支援のための情報連携件数	105件 （令和元年度実績）	30件 （令和６年度実績）

以降、資料編